



特集 マイナンバーカードを作りますか

■マイナンバーとは

国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。住民票に登録されている外国籍の方も該当します。この番号は、社会保障や税、災害対策の行政手続で必要になります。

■デジタル化で「便利な暮らし、より良い社会」を目指す

国は、デジタル化によって、誰でも簡単に行政手続ができ、災害や感染症流行などの緊急時にいち早く確実な給付ができる社会を目指しています。そのためには、本人確認とマイナンバーを同時に確認でき、電子証明書の機能が搭載された『マイナンバーカード』の普及が必要です。

今後、「役場に行かなくても手続きができる」、「運転免許証として利用できる」などマイナンバーカードの活用方法が拡大していきます。

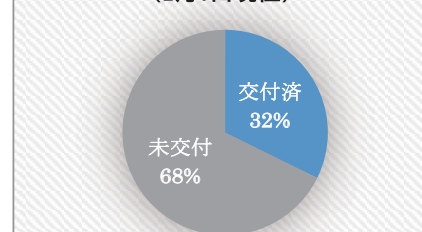
■今作るメリットって？

町内でカードを取得された方は町全体の3分の1程度（右グラフ参照）です。しかし、これから健康保険証や運転免許証との一体化などに伴いカード申請は増えることが予想されます。

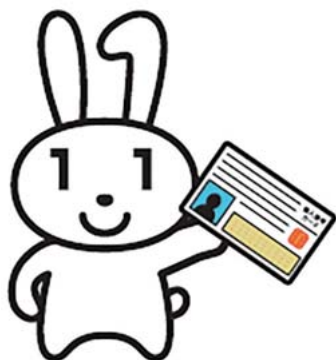
また、マイナポイントは、2022年9月末までに申請した方が対象となりますので、特に8～9月は申請者が多く窓口が混雑する可能性があります。この機会に早めにカードの申請をされてはいかがでしょうか。



町内のマイナンバーカード交付状況
(2月1日現在)



「マイナンバーカードが使える場面や申請方法などについては次ページから！」



■マイナポイント第2弾実施中！

最大 20,000 円分のマイナポイントがもらえます。

(9月末までにマイナンバーカードの申請をした方が対象です)

- ①マイナポイント第1弾に申し込んでいない方
……最大 5,000 円相当のポイント
- ②マイナンバーカードの健康保険証として利用申し込みを行った方
……7,500 円相当のポイント (6月ごろ開始)
- ③公金受取口座の登録を行った方
……7,500 円相当のポイント (6月ごろ開始)

○マイナポイント事業のサイトは右のコードからアクセスできます



■マイナンバーカードを役場で申請する

マイナンバーカード申請の補助

日 時 平日

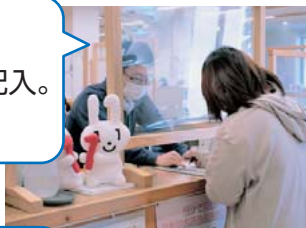
（休日窓口（毎月最終日曜日のみ）
9:00～12:00（要予約））

場 所 税務住民課 戸籍住民係 および 各支所

持ち物 本人確認書類（運転免許証など）、個人番号カード交付申請書（お持ちでない場合も申請は可能）

①書類に記入します

申請書に必要事項を記入。
本人確認を行います。



②写真を撮ります

職員が撮影します。
撮影した写真はその場で確認いただけます。



申請手続きは以上です！

③約 1 ヶ月後 交付通知はがきが届いたら、指定の場所（本庁または各支所）で申請書本人が受け取ります。

カードお受け取りに必要な書類

本人確認書類、個人番号通知カード、マイナンバーカード交付通知書

受取場所 本庁または各支所

受取場所は、受け取り希望日の 2 開庁日前までにご連絡いただくことで変更可能です。

■マイナンバーカード出張申請会募集中

町では町内に事務所を置く企業や自治振興区（会）などの地域団体を対象にマイナンバーカード出張申請会を行っています。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

※申請会ご希望の場所（会社の会議室や地域の公民館など）で開催できます。

地域行事や会議の際に！



【問合】 ・マイナンバー交付申請に関すること→税務住民課 ☎ 72-1172
・健康保険証（国保・後期高齢医療）に関すること→健康ほけん課 ☎ 72-1295

■マイナンバーカードを自分で申請する

個人番号カード交付申請書をお持ちの方は、次の方法で申請することができます。

※同申請書を紛失した方またはご自身で申請することが難しい方は左の「マイナンバーカードを役場で申請する」を参照ください。



□スマートフォン

①顔写真をスマホで撮影

②二次元コードを読み取り申請用 WEB サイトにアクセスし、個人番号カード交付申請書に記載された「申請者 ID」と「メールアドレス」を登録

③メールで届いた URL（申請用 WEB サイト）にアクセスし、顔写真の登録と必要事項の入力

④申請完了メールが届き、申請終了

□パソコン

①申請用 WEB サイト（<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse-pc/>）にアクセス。申請書 ID とメールアドレスを登録

②メールで届いた URL（申請用 WEB サイト）にアクセス。カメラなどで撮影した顔写真を登録、必要事項を入力

③申請完了メールが届き、申請完了

□郵便

①個人番号カード交付申請書に必要事項を記入

②顔写真（6 ヶ月以内に撮影したもの）を貼り付ける。

③送付用封筒に入れて郵送して申請完了

■マイナンバーカードのメリット

マイナンバーカードを取得すると、次のようなメリットがあります。

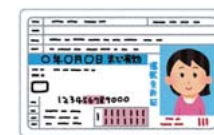
□身分証明書になる

公的な身分証明として利用できます。

※通知カードは本人確認書類として利用できません。

□運転免許証として利用

※令和 6 年度末から予定



□1枚でマイナンバーを証明する書類として

マイナンバー利用の際は、番号確認書類（通知カード等）と身分証明書がセットで必要となりますが、マイナンバーカードは番号提示と本人確認を同時に行うことができます。

□健康保険証として利用できる

※利用にはマイナポータルにて申込が必要です。

※町内で利用可能な機関については町ホームページを確認ください。（下のコードからアクセスできます。）

《登録方法》※あらかじめ町で登録した 4 桁の暗証番号が必要です。

①ブラウザで「マイナポータル」と検索。

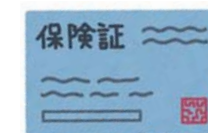
マイナポータルへアクセスする。

※あわせてマイナポータルの利用者登録が行えます。

②「健康保険証利用の申込」の「利用を申込」をクリックする。

③利用規約等を確認して同意する。

④マイナンバーカードを読み取って登録完了。



※役場などに設置しているマイナポータル専用端末からも登録ができます。

○町ホームページ「マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました！」→



■マイナンバーカードのセキュリティ対策について

ポイント 1 IC チップには、プライバシー性の高い情報は入っていません

IC チップには、税や年金、世帯構成などの情報は記録されていません。また、健康保険証として利用可能になった場合も特定健診結果や薬剤情報が IC チップに入ることはありません。

ポイント 2 不正に情報を読み出そうとすると IC チップが壊れます

不正に情報を読み出そうとすると、IC チップが自動で壊れるようになっています。

ポイント 3 24 時間 365 日体制で一時利用停止を受け付けています

紛失や盗難に遭ってしまった際は、下記の番号にて一時利用停止をすることができます。



◆マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178（無料／24 時間・365 日対応）